

岩手県告示第67号

令和元年11月19日付け岩手県報第11940号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和元年岩手県告示第421号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年2月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 陸前高田市広田町字六ヶ浦297の2から297の4まで、301の1、301の3、365の1から365の3まで、371の2、字山田1の15、1の32、字黒崎9の16
- (2) 所在が不明である通知の相手方 小松達郎、小松二三夫、佐々木朝子、鈴木寿夫、南岩手ナショナル製品販売株式会社、村上八十治

2 通知の内容を掲示した場所 陸前高田市役所